4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　松本市長　臥雲　義尚
　住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系梓川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3235番５地先から長野県松本市梓川倭3431番１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　松本市長　臥雲　義尚
　住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系梓川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3981番地先から長野県松本市梓川倭3905番４地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　松本市長　臥雲　義尚
　住所　長野県松本市丸の内３番７号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系魚野川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県魚沼市伊勢島字町尻263番地先から新潟県魚沼市伊勢島字東浦55番３地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　魚沼市長　内田　幹生
　住所　新潟県魚沼市小出島910番地
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
　令和７年３月25日　北陸地方整備局長　髙松　　諭
1　河川の名称　信濃川水系魚野川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県魚沼市堀之内字五軒屋敷2801番地先から新潟県魚沼市堀之内下夕島4212番８地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　魚沼市長　内田　幹生
　住所　新潟県魚沼市小出島910番地
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和７年３月３日から道路の存続する日まで